

# 琴浦町空家等対策計画改定案の意見募集について

## ▼ 策定案の件名

琴浦町空家等対策計画

## ▼ 趣旨・目的及び背景等

近年、地域における人口減少や既存の住宅・建築物の老朽化、社会的ニーズの変化及び産業構造の変化等に伴い、居住その他の使用がなされていないことが常態である住宅やその他の建築物又はこれに附属する工作物及びその敷地(立木その他の土地に定着する物を含む。)が年々増加しています。

このような空家等の中には、適切な管理が行われていない結果として安全性の低下、公衆衛生の悪化、景観の阻害等多岐にわたる問題を生じさせ、ひいては地域住民の生活環境に深刻な影響を及ぼしているものがあります。

このような状況から、「琴浦町空家等の適切な管理に関する条例」(平成25年条例第29号。以下「空家等条例」という)や「空家等対策の推進に関する特別措置法」(平成26年法律第127号。以下「特措法」という)施行以降、適切な管理が行われていない空家の所有者に対し、助言又は指導を行う等、空家等対策について様々な取り組みを推進してきました。

この度改定する計画は、前計画の理念を継承しつつ、琴浦町空家実態調査の結果を踏まえて評価と検証を行い、本町における空家対策がさらに進むよう、実効性のある行動計画として策定するもので、このほど素案をまとめました。

町民の皆様からのご意見をいただき、最終計画案の作成に反映していきたいと考えていますので、ご意見をお待ちしています。

## ▼ 提出期間

令和5年2月10日(金)～令和5年2月27日(月) 締切日必着

## ▼ 公表資料

琴浦町空家等対策計画改定(案)

## ▼ 公表方法

- ・ 町ホームページに掲載
- ・ 役場本庁舎・分庁舎・まなびタウンとうはくに資料と意見募集箱を配置

## ▼ 意見等の提出に必要な事項

郵送、電子メール、ファックスで提出または建設住宅課へ書面を持参して下さい。  
詳細は次のとおりです。

- ・ 素案に関する意見の提出方法は、文書又は電子的な記録に残るものに限り、口頭（電話を含む）により聴取するといった方法は採らないものとします。
  - ・ 使用言語は日本語とします。日本語以外の言語で意見の提出をする場合は、併せて日本語訳の添付を求めるものとします。
  - ・ 意見提出の際には、住所、氏名、メールアドレス（電子メールによる提出の場合）を明らかにして意見及び情報を提出するものとします。
- ※ 意見を提出された人の住所、氏名、メールアドレスを公表することはありません。意見提出の際に「住所、氏名、メールアドレスを明らかにしなければならない」のは、匿名にした場合に危惧されるいたずらや無責任な意見などを防止するためです。

## ▼ 意見等の考慮

- ・ 素案の賛否を問うものではないので、単に賛成、反対を示すだけの意見に対しては、町の考え方を示すことができない場合があります。
- ・ 提出された意見が類似している場合は、これらをひとまとめにして公表する場合があります。
- ・ 提出された意見は、整理、検討して、公表の期間終了後10日以内に公表します。
- ・ 提出された意見については、町ホームページで公表します。
- ・ 提出された意見は公表することが原則ですが、案件に関係のない意見、第三者を誹謗中傷するような不適切な事項については、その一部又は全部を公表しない場合があります。

## ▼ 募集対象者

- ・ 本町に住所を有する人。
- ・ 本町に事務所又は事業所を有する個人及び法人その他の団体。
- ・ 本町に存する事務所又は事業所に勤務する人。

## ▼ 提出先

琴浦町役場 建設住宅課 住宅係

〒689-2501 東伯郡琴浦町大字赤碕1140番地1

電話：(0858) 55-7805 ファックス：(0858) 55-7558

電子メール：kensetsu@town.kotoura.tottori.jp